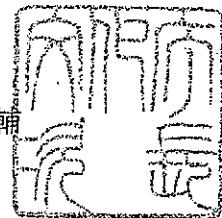


23 庁財第 61 号
平成 23 年 4 月 28 日

宮城県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

吉田大輔



東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

埋蔵文化財の取扱いについては、これまで「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成 10 年 9 月 29 日府保記第 75 号文化庁次長通知）等によって通知しているところであり、貴教育委員会において埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

さて、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。

ついては、別紙「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」に御留意の上、適切に御対応くださるようお願いします。

また、貴管下の関係市区町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、お願いします。



別 紙

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

1 取扱いの基本原則

- (1) 被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
- (2) 具体的には、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日府保記第75号文化庁次長通知。以下「平成10年通知」という。）を踏まえて各都県・政令指定都市が作成した埋蔵文化財の取扱い基準によって、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。

2 適用範囲等

- (1) この取扱いの適用範囲は、東日本大震災の復旧・復興事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
- (2) この取扱いの適用期間は、各都県・政令指定都市における復旧・復興事業に応じ、各都県・政令指定都市教育委員会において定めるものとする。

3 埋蔵文化財の取扱い等

- (1) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成10年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。

① 試掘・確認調査

周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。

② 記録保存のための発掘調査

被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

(2) 取扱いに関する留意事項

- ① 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。
- ② 大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業については、事業実施に当たり時間的余裕等の事業者側の諸事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ③ 道路建設や土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる事業及び田畠における土地改良事業等相当範囲にわたり農地全体に係わって行われる事業については、その事業計画の初期の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ④ 上記②及び③に掲げる事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、遺構や遺物が発見されることに備え、分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握することが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に資する観点から望ましいこと。

(3) 発掘調査等の体制

事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各都県・政令指定都市において市区町村に対する支援等の措置を執り、発掘担当者を集中的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。